

第 1 1 回選挙管理委員会 会次第

令和 4 年 8 月 3 日 (水)
午後 4 時～

1. 付議事項について

(1) 公職選挙法第 2 8 条第 2 号及び第 3 号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

① 第 2 号該当 (本市を転出後、4 箇月経過した者)

抹消対象者 令和 4 年 3 月 10 日から令和 4 年 3 月 31 日までの表示者
抹消対象期間 令和 4 年 7 月 11 日から令和 4 年 8 月 1 日まで
抹消対象者数 男 2, 1 8 8 人 女 1, 8 8 1 人 合計 4, 0 6 9 人

② 第 3 号該当 (在外選挙人名簿への登録の移転)

抹消対象者 女 1 人 (オーストラリアへ転出)

(2) 公職選挙法第 3 0 条の 6 の規定による在外選挙人名簿への登録及び同法第 3 0 条の 1 1 の規定による在外選挙人名簿から抹消した者について

公職選挙法第 3 0 条の 5 第 4 項の規定による国外転出者で、転出届出時に登録移転の申請があった者 1 人 (オーストラリア) を登録します。

また、公職選挙法第 3 0 条の 1 1 の規定により、国内の市町村 (鹿児島市 5 人、東京都港区 1 人) において新しく住民票が作成されてから 4 箇月を経過した者計 6 人 を抹消します。

前回までの登録者	2 6 0 人
今回の新規登録者	1 人
<u>今回の抹消者</u>	<u>△ 6 人</u>
登録者総数	2 5 5 人

(3) 参議院議員通常選挙及び鹿児島県議会議員補欠選挙に係る開票結果報告について (専決処分報告)

このことについて、7 月 1 2 日 (火) に馬場委員長の専決をいただき、同日、県選挙管理委員会へ提出したので報告するものです。

(4) その他

① 参議院議員通常選挙及び鹿児島県議会議員補欠選挙における開票事務について

③ 若者と政治や選挙を語る会について

② 九選連役員会及び全選連理事会・研修会について

8月4日～5日に都城市において開催予定であった九選連役員会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため中止になりました。

また、全選連理事会・研修会については、現在のところ11月10日（木）11時から、札幌市にて開催予定です。

2. 今後の委員会等の日程						
月	日	曜	時刻	摘要	出席者	場所
8月	4日～5日	木～金	中止	九選連役員会	山野委員・事務局長	宮崎県都城市
	8日	月	10:00～11:30	若者と政治や選挙を語る会	出席可能な委員	本館講堂
9月	1日	木	16:00	委員会(定時登録)	全員	選管委員会室
10月	5日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室
11月	2日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室
	9日～10日	水～木		全選連理事会・研修会	委員長・事務局長	札幌市
12月	1日	木	16:00	委員会(定時登録)	全員	選管委員会室